

# 厚生委員会陳情説明資料

令和4年9月28日

件名	頁
1 受理番号9 介護保険制度の改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情	2

(福祉部)

件名	<b>受理番号9</b> <b>介護保険制度の改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情</b>																																			
所属部課	福祉部高齢者施策推進室介護保険課、地域包括ケア推進課 新型コロナウイルスワクチン接種担当部新型コロナウイルスワクチン接種担当課																																			
陳情の要旨	1 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、要介護1、2の生活援助などの保険はずし、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと 2 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと 3 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染対策を強化すること 4 介護保険料、利用料、食費・住居費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること 以上のことを国の責任において実施することについて、国に意見書を提出することを求める。																																			
陳情者等	請願文書表のとおり																																			
内容及び経過	<p>令和4年3月24日開催の第92回社会保障審議会介護保険部会において、第9期介護保険制度の改正に向けた議論が始まったところである。</p> <p><b>1 介護サービスの利用料等</b></p> <p><b>(1) 介護サービス利用料</b>          介護サービスを利用するときは、本人・家族などの所得に応じて、1～3割の自己負担がある。          ≪参考：足立区の現状≫          各負担割合の人数（令和4年8月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="470 1339 1428 1541"> <thead> <tr> <th></th> <th>1割</th> <th>2割</th> <th>3割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>34,637人</td> <td>1,343人</td> <td>1,606人</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>92.16%</td> <td>3.57%</td> <td>4.27%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) 要介護1、2の生活援助</b>          ホームヘルパーが行う訪問介護には、身体介護と生活援助がある。そのうち生活援助とは、住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など、日常生活の援助を行うものである。          ≪参考：足立区の現状≫          要介護度別訪問介護利用実績（令和3年度）</p> <table border="1" data-bbox="470 1787 1444 2130"> <thead> <tr> <th>要介護度</th> <th>区分</th> <th>利用回数</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td rowspan="2">総合事業</td> <td>原則週1～2回</td> <td>7,630件</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>原則週1～3回</td> <td>13,427件</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td rowspan="5">保険給付</td> <td rowspan="5">要介護度別の 利用限度額内の 必要数</td> <td>18,923件</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>31,422件</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>18,613件</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>14,825件</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>11,317件</td> </tr> </tbody> </table>		1割	2割	3割	人数	34,637人	1,343人	1,606人	割合	92.16%	3.57%	4.27%	要介護度	区分	利用回数	件数	要支援1	総合事業	原則週1～2回	7,630件	要支援2	原則週1～3回	13,427件	要介護1	保険給付	要介護度別の 利用限度額内の 必要数	18,923件	要介護2	31,422件	要介護3	18,613件	要介護4	14,825件	要介護5	11,317件
	1割	2割	3割																																	
人数	34,637人	1,343人	1,606人																																	
割合	92.16%	3.57%	4.27%																																	
要介護度	区分	利用回数	件数																																	
要支援1	総合事業	原則週1～2回	7,630件																																	
要支援2		原則週1～3回	13,427件																																	
要介護1	保険給付	要介護度別の 利用限度額内の 必要数	18,923件																																	
要介護2			31,422件																																	
要介護3			18,613件																																	
要介護4			14,825件																																	
要介護5			11,317件																																	

### (3) ケアプランの有料化

第8期計画の際には、賛否両論の議論がなされたが、国は、令和元年12月27日開催の第89回社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」を受け、ケアプランの有料化は実施せず、引き続き検討することとした。

※ ケアプランとは、「ケアマネジャーがケアマネジメントの一環として作成する、介護サービス等の提供についての計画」のことであり、居宅介護（介護予防）サービス計画ともいう。

要介護者等は、1～3割の自己負担を払うことで、ケアプランに基づく居宅サービス等の提供を受けることができる。

ケアマネジャーが、月1回、現在提供されているサービスが適切かを確認するモニタリングを行っている。

《第8期計画の際の介護保険部会での賛否の意見》

#### ① 見直しに慎重な立場からの主な意見

有料だからとサービス利用をやめてしまう人が出ないように、今後も10割給付を維持していくべき。入口での利用控えが危惧される。

#### ② 見直しに積極的な立場からの主な意見

能力のある人には負担していただくことも重要であり、見直しが必要。ケアマネジャーの処遇改善を図るのであれば財源を確保するために利用者負担を導入すべき。

《参考：足立区の現状》

居宅介護支援の給付実績

	令和2年度	令和3年度
金額	3,205,191千円	3,430,237千円
件数	218,725件	225,922件
平均金額	14,654円	15,183円

居宅介護支援費（月額）

要介護度	単位	単価（円）	月額（円）
要支援1、2	438	11.4	4,993
要介護1、2	1,076		12,266
要介護3～5	1,398		15,937

※ 新規でケアプランを作成する際は、初回加算（300単位）も算定

#### (4) 福祉用具の貸与・購入

##### (ア) 福祉用具貸与

自立した生活を送るために、次の福祉用具を貸与している。

**要介護4・5の方が利用できる**

**要介護2・3の方が利用できる**

**要支援1・2、要介護1の方が利用できる**

- ①手すり（工事を伴わないもの）
- ②スロープ（工事を伴わないもの）
- ③歩行器
- ④歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえ等）

- ⑤車いす
- ⑥車いす付属品（クッション、電動補助装置等）
- ⑦特殊寝台
- ⑧特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス等）
- ⑨床ずれ防止用具
- ⑩体位変換器（起き上がり補助装置を含む）
- ⑪認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む）
- ⑫移動用リフト（つり具の部分を除く）

- ⑬自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できる）

《参考：足立区の現状》

福祉用具貸与の給付実績

	令和2年度	令和3年度
金額	2,035,451千円	2,142,861千円
件数	151,763件	159,683件
平均金額	13,412円	13,419円

##### (イ) 福祉用具購入

トイレ・入浴関連の福祉用具は、購入対象となっている。  
年間10万円が上限。同一品目は原則購入不可。

- ① 腰掛便座
- ② 自動排せつ処理装置の交換部品
- ③ 入浴補助用具
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分
- ⑥ 排せつ予測支援機器

《参考：足立区の現状》

福祉用具購入の給付実績

	令和2年度	令和3年度
金額	71,934千円	68,440千円
件数	2,371件	2,303件
平均金額	30,339円	29,717円

## 2 介護職員の待遇改善策など

### (1) 介護職員の待遇改善策

#### ア 処遇改善加算

介護職員の資質向上やキャリアアップの形成を行う労働環境を整備している事業者を対象とした介護職員の賃金改善のための加算

《参考：足立区の現状》

加算区分別事業所数

加算区分 (介護職員1人あたり)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
加算Ⅰ 月額 37,000 円相当	429	462	468
加算Ⅱ 月額 27,000 円相当	19	21	21
加算Ⅲ 月額 15,000 円相当	19	18	15
加算Ⅳ 月額 13,500 円相当	1	0	0
加算Ⅴ 月額 12,000 円相当	0	0	0
合計	468	501	504

#### イ 特定処遇改善加算

介護職員の確保及び定着のため、処遇改善加算を算定している事業者を対象とした、経験及び技能のある介護職員の賃金改善を図るための加算。

勤続年数10年以上の介護福祉士に対して月額8万円の賃金改善等を行うため事業者に支給。

《参考：足立区の現状》

加算区分別事業所数

加算区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
加算Ⅰ	74	85	107
加算Ⅱ	185	244	240
合計	259	329	347

#### ウ 介護職員等ベースアップ等支援加算

令和4年10月から、介護職員の収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置として、介護職員処遇改善支援補助金の代替として創設された加算。

処遇改善加算を取得している事業所が対象で、加算額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等に使用することが要件。

【申請数】609事業所中380事業所(令和4年9月1日現在)

【対象者】介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善に、この処遇改善の収入を充てることができるよう、柔軟な運用を認める。

エ 介護職員宿舎借り上げ支援事業

平成30年度から、区は、介護人材の確保・定着、介護職員の災害対応要員の確保を目的に、介護職員宿舎借上げ事業を実施している。

東京都福祉保健財団においても同様の事業を行っており、令和4年度からは、福祉避難所の指定を受けている施設等に加え、地域密着型サービスを除く、訪問系、通所系サービス事業所等を対象として実施する。

そのため、区では都の支援対象となっていない、地域密着型サービスを対象として事業を実施する。

なお、申請受付は都、区ともに11月開始予定である。

《助成実績》

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
足立区	2施設 3戸	0施設 0戸	0施設 0戸
東京都	12施設 35戸	15施設 62戸	17施設 79戸

※ 都は令和2年度に1施設あたりの補助戸数を最大4戸から最大20戸に拡充した。

(2) 夜間の人員配置基準

夜間及び深夜の時間帯における職員の人員配置基準は以下のとおりである。

種別	夜間・深夜の配置基準
介護老人福祉施設	2ユニットごとに1名以上
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	
介護医療院	
認知症対応型共同生活介護	1ユニット（9名）ごとに1名以上
小規模多機能型居宅介護	夜勤1名、宿直1名 ※ 夜勤 宿泊サービス対応 宿直 訪問サービス対応
看護小規模多機能型居宅介護	

3 新型コロナウイルス感染対策の強化

区では、次のとおり新型コロナウイルスへの感染対策を実施している。

(1) 高齢者施設等におけるPCR検査等の費用補助

令和2年12月から、介護サービス事業所等の従事者及び利用者を対象に、PCR検査等の経費を補助している。

1回当たりの上限は、PCR検査20,000円、抗原検査7,500円。

	令和3年度	令和4年度(8/31現在)
事業所数	278件	66件
検査人数	7,770人	1,903人
補助額	115,220千円	27,032千円

(参考) 令和4年4月から令和4年10月までの期間、東京都では、高齢者施設や通所・訪問施設の職員を対象に、検査キットを送付する取り組みを実施している。

- ・ 入所施設は、週1回のPCR検査に加え、週1、2回の抗原定性検査を実施している。
- ・ 通所・訪問施設は、週2、3回の抗原定性検査を実施している。

## (2) 【区独自】危険手当支給事業

令和2年8月から、介護サービス等従事者が、新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、直接サービスを提供した場合に、事業者を通じて危険手当（1日あたり5,000円）および宿泊手当（1日あたり10,000円）の支給を行っている。

		令和3年度	令和4年度(8/31現在)
危険手当	件数	9,618件	59件
	支給金額	48,090千円	295千円
宿泊手当	件数	1,465件	26件
	支給金額	14,650千円	260千円

## (3) 介護サービス等事業者への衛生物品の継続的配布

介護事業者に対して、使い捨てマスクや手袋、アルコールハンドジェル等を毎月配布している。

《主な配布物品》

	令和3年度	令和4年度(8/31現在)
マスク	93万枚	31万枚
手袋	715万枚	327万枚
アルコール消毒液	5万本	9千本

※ 下半期は、区内各事業所に対して、衛生物品購入経費として、区独自の特別給付金を9月補正予算案に計上。

## (4) 高齢者施設等入所者及び従事者への新型コロナウイルスワクチン接種

高齢者施設等の入所者及び従事職員が円滑に新型コロナウイルスワクチンを接種できるよう以下の取組みを実施している。

- ア 高齢者施設等と接種実施医療機関との調整
- イ 足立区医師会による巡回接種の実施
- ウ 東京都ワクチンバスによる巡回接種の実施に向けた調整
- エ 従事者への1・2回目接種券の優先発送
- オ 庁舎ホール集団接種会場における従事者向け接種の実施
- カ 4回目追加接種対象従事者への申請に基づく接種券の発送

## (5) 在宅要介護者（高齢者）受入体制整備事業

令和2年12月から、介護者の支援が必要な在宅の高齢者について、介護者が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより支援が受けられなくなったときに、緊急的に保護を行うことにより、高齢者の安全を確保するとともに家庭内・地域内の感染拡大を防止している。

	令和3年度	令和4年度(8/31現在)
人数	12人	5人
受入日数	89日	32日
経費	8,955千円	3,735千円

**(6) 介護サービス事業者職員派遣事業**

令和3年1月より、職員や介護サービス利用者が、新型コロナウイルスに感染し通常運営が困難な状況に陥った場合に、応援職員を派遣した介護事業者に対して、派遣助成金及び宿泊助成金を支給している。

**【令和3年度実績】**

派遣件数 2件 支給金額 50千円

**4 介護保険制度の抜本的見直し**

**(1) 国への要望**

区では、全国市長会や特別区長会を通じ、以下の国庫負担割合を増やすことなど、介護保険制度の抜本的見直しを国に要望している。

- ・国庫負担割合の引き上げ
- ・介護従事者の確保・育成・定着と一層の処遇改善を図ること
- ・介護職員全体の賃金水準の底上げ

**(2) 介護保険財源の負担割合**

介護保険財源の負担割合は、国25%、都12.5%、区12.5%、1号被保険者23%、2号被保険者27%となっている。